

意見書案第5号

いわゆる共謀罪法案に関し慎重な対応を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成29年3月13日

川崎市議会議長 石田康博様

提出者 川崎市議会議員 織田勝久

〃 山田益男

〃 岩隈千尋

〃 市古映美

〃 石田和子

〃 佐野仁昭

いわゆる共謀罪法案に関し慎重な対応を求める意見書

政府は、かつて3度にわたり提出し、廃案となった共謀罪を創設する法案を一部修正した上で、今通常国会で新たな法律案として提出し、成立を目指す方針である。

政府が提出を予定する法案は、共謀罪ではなく、組織的犯罪集団に係る実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の罪（テロ等準備罪）を新設するとされている。

かつて廃案となった共謀罪を創設する法案への厳しい批判を踏まえ、今回の法案では対象を団体から組織的犯罪集団とし、犯罪遂行の計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われることを要件とするとしているが、こうした修正を加えたとしても、かつて批判された危険性が払拭されたとはいえない。

まず、組織的犯罪集団の定義が曖昧であり、その集団に該当するかどうかは捜査機関が判断することになるため、制限がかかっているとは言い切れず、また、準備行為の要件もその内容や範囲が具体的ではないため、どのような行為であっても、捜査機関が組織的犯罪集団と認める集団に関与する者の行為であれば、組織的犯罪集団の準備行為と判断される可能性がある。

さらに、過去に共謀罪法案の際にも議論された対象犯罪の越境性も、今回の法律案では対象犯罪の成立要件としないとされており、問題点が改善されているとは言い難い状態である。

よって、国におかれては、多くの国民が抱く不安が払拭されない中で、テロ等組織犯罪準備罪を創設する法案を国会に提出しないなど、いわゆる共謀罪法案の取扱いには慎重を期した対応をされるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣

外務大臣